

賀茂環境センター将来計画検討業務

仕 様 書

令和5年7月

広島中央環境衛生組合

第1章 一般仕様

1 適用

本仕様書は、広島中央環境衛生組合（以下、「本組合」という。）が発注する「賀茂環境センター将来計画検討業務」に適用する。

2 業務目的

現在、東広島市のみを処理対象区域とし、標準的耐用年数 30 年を超過して稼働している賀茂環境センターの粗大ごみ処理施設（処理能力 40t/5H）、同じく建設後 15 年経過してほぼ良好な維持管理をしているものの、製品プラスチック処理に対応できないペットボトル等処理施設（処理能力 22t/5H）、最終処分場浸出水処理施設の各施設について、最新の法律の改正状況などの動向等を踏まえ、本組合としてどのような能力・機能を持った施設を、どのような手法で更新（計画維持・基幹整備・現在地建て替え・移転等）するべきかを経済性・環境保全など様々な観点から比較検討して、最善の方法を将来計画として取りまとめることを目的とする。

3 業務名称

賀茂環境センター将来計画検討業務

4 業務対象等

- (1) 業務主体 : 広島中央環境衛生組合
- (2) 業務対象 : 広島中央環境衛生組合行政区域

5 業務委託期間

- (1) 着手 契約締結日の翌日
- (2) 完了 令和 6 年 2 月 2 9 日

6 受託者の要件

受託者の要件は次のとおりとする。

- (1) 平成 24 年 4 月 1 日から入札公告までに、一般廃棄物処理施設の将来計画又は基本構想の策定経験もしくは基本設計又は実施設計の作成経験を有する建設コンサルタント業者。
- (2) その他条件は、入札公告のとおりとする。

7 管理技術者及び照査技術者等の要件

配置技術者の要件は次のとおりとし、各技術者の兼任は認めない。

- (1) 管理技術者
 - ① 技術士法に定める技術士で衛生工学部門（「廃棄物・資源循環」旧「廃棄物管理」）の資格保有者。
 - ② 広島県内の本社、支店又は営業所に常時勤務している者。
 - ③ 本業務受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（本業務契約時点で雇用契約が 3 ヶ月以上経過していること）にある者。

(2) 照査技術者

- ① 技術士法に定める技術士で衛生工学部門（「廃棄物・資源循環」旧「廃棄物管理」）の資格保有者。
- ② 広島県内の本社、支店又は営業所に常時勤務している者。
- ③ 本業務受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（本業務契約時点で雇用契約が3ヶ月以上経過していること）にある者。

8 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 賀茂環境センター将来計画検討業務報告書 : 20部（A4）
黒表紙ファイル綴じ5部とし、残余はくるみ製本とする。
- (2) 原図等（報告書図表等の清刷、土木建築図面等） : 一式
- (3) 業務報告書（概要版）（くるみ製本） : 20部（A3）
- (4) 上記の電子データ（ワード、エクセル、CADなど） : 2部（DVD）

9 適用範囲

本仕様書は、委託業務の基本的内容について定めるものであり、本仕様書の目的達成のために必要な資料及び書類、または業務遂行の性質上当然必要と思われるものについては、本仕様書に明示されていない事項でも本業務受託者（以下、「受託者」という。）の責任においてすべて完備しなければならない。

10 手続き書類の提出

受託者は業務の開始及び完了にあたって次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務の開始
 - ① 業務着手届
 - ② 管理技術者及び照査技術者選任通知書
 - ③ 業務実施計画書

(2) 業務の完了

- ① 業務完了通知書
- ② 成果品一式
- ③ その他必要な書類及び打合せ書類等

必要部数・媒体については本組合で指示する。また、完成書類は原則としてワード、エクセル及びCAD（JW_CADで編集できる形式）で作成するものとする。また、提出書類はA4版を標準とし、図面及び資料については本組合で指示する。

11 業務の完了

本業務の完了は次の項目を終了した時点とする。

- (1) 本業務に関するすべての図書一式の提出が完了すること。
- (2) 上記の図書類について本組合の検査が完了すること。

12 その他

(1) 受託者の遵守事項

受託者は次の事項を遵守しなければならない。

- ① 受託者は業務の詳細について常に本組合担当者と連絡をとり、十分に打合せをして業務の目的を達成しなければならない。
- ② 受託者は本業務について中立性を有し、知り得た情報を第三者に漏洩又は利用してはならない。

(2) 疑 義

受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示ない項目について疑義のあるときは速やかに本組合担当者と協議の上、本組合の意図を十分に理解し、本組合の指示に従い、本業務を遂行するものとする。

(3) 変 更

- ① 業務遂行期間中に提出書類の中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合及び提出書類によっては本計画を遂行することができない箇所が発見された場合は、提出書類に対する変更を受託者の責任において行うこととする。
- ② その他本計画の遂行にあたって変更の必要が生じた場合は、本組合の定める契約事項または指示によるものとする。

(4) 関係法令等の遵守

本業務の遂行にあたっては、次の関係法令等を遵守しなければならない。

- ① 環境基本法
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ③ ダイオキシン類対策特別措置法
- ④ 資源のリサイクルに関する各法令
 - (ア) 循環型社会形成推進基本法
 - (イ) 資源の有効利用の促進に関する法律
 - (ウ) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
 - (エ) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
 - (オ) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）
 - (カ) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
- ⑤ 環境保全に関する各法令
 - (ア) 大気汚染防止法
 - (イ) 水質汚濁防止法
 - (ウ) 騒音規制法
 - (エ) 振動規制法
 - (オ) 悪臭防止法
 - (カ) 土壌汚染対策法
- ⑥ 廃棄物処理に関する通知及び要綱等
- ⑦ 広島県生活環境の保全等に関する条例
- ⑧ 東広島市条例
- ⑨ 東広島市及び本組合が策定しているごみ処理計画等
 - (ア) 一般廃棄物処理基本計画（第2次）
 - (イ) 第10期東広島市分別収集計画
 - (ウ) 東広島市災害廃棄物処理計画
- ⑩ その他諸法令、関係通知及び諸基準等
- ⑪ ごみ処理施設整備の計画・設計要領 等

(5) 打合せ資料の提出

本業務遂行にあたって、本組合と打合せた事項についてはその内容を記載した記録書類を作成し、打合せごとに提出するとともに、業務完了時にも提出することとする。

(6) 業務の完了について補足事項

業務完了後も訂正、記載漏れ等の不備が発見され、または業務期間中における関係機関からの資料提出または内容変更等の要望に対しては速やかに対応することとする。また、この場合に発生する経費の一切は受託者の負担とする。

(7) 資料の貸与

本業務の遂行上、必要または利用可能な資料で、本組合が所有しているものについては貸与する。この場合、受託者において借用書を提出するとともに、業務の完了に際しては返却を行うものとする。

(8) 受託者は、業務の進捗状況に応じて適宜本組合に中間報告を行うこととする。また、本組合にとって早急に必要と思われる資料については、業務の終了を待たず、中間報告として速やかに提出することとする。

(9) 受託者は、委託業務期間中において本組合が指示した場合または受託者が必要な場合は適宜打合せ会議を持ち、責任をもって円滑な業務遂行を行うこととする。

(10) 業務遂行にあたっての不明な点は、調査職員に十分確認することとする。

第2章 特記仕様

賀茂環境センター将来計画検討業務は、今後、適正に本組合管内（東広島市・竹原市・大崎上島町）の不燃ごみ等を中間処理するための将来計画を定めるものである。なお、収集対象区域については、構成市町（東広島市・竹原市・大崎上島町）の今後の処理方針を確認し、決定するものとする。

1 計画検討の趣旨

(1) ごみ処理等の現状

ごみ処理等の現状について、整理する。

- ① ごみ量・ごみ質の現況
- ② ごみ収集の現況
- ③ 処理・処分の現況
- ④ 本組合構成市町における環境方針・処理方針

(2) ごみ処理における課題の抽出

「(1) ごみ処理等の現状」で整理したごみ処理の現況から本組合における課題を抽出する。現状の課題としては、以下のものが考えられる。

- ① 不燃ごみ・粗大ごみの中間処理について
- ② 最終処分場の水処理施設について
- ③ 賀茂環境センター最終処分場2工区可動屋根(現状3槽目設置)について
- ④ 実行可能な資源化施策について
- ⑤ 全体の処理・処分フローについて
- ⑥ 現有施設の経年及び適地の選定について

(3) 計画検討の趣旨

本組合を取り巻くごみ処理に関する現状及び課題を踏まえ、計画検討の趣旨を整理する。

2 計画の対象

計画検討の基本方針を踏まえ、以下の事項を把握し整理する。必要に応じて現地踏査を行い、既存資料を補完する。

- (1) 処理の対象とすることみの種類
- (2) 処理の対象とすることみ質
- (3) 処理の対象とすることみの施設搬入量・資源化量・残渣発生量

3 現有施設の状況

本組合が所有する現有施設の状況について、処理実績、処理体制、点検・補修報告書等を把握し課題等を整理する。必要に応じて現地調査を行い、既存資料を補完する。

- (1) 粗大ごみ処理施設（対象ごみ分別区分：燃やせない粗大ごみ、ビン・缶、有害ごみ）
- (2) ペットボトル等処理施設（対象ごみ分別区分：ペットボトル、リサイクルプラ）
- (3) 最終処分場（最終処分場遮水工の状況・浸出水処理施設の維持管理状況）

4 基本的事項の整理

計画予定地（現敷地及び新規立地）の状況について、法規制、敷地条件、周辺条件、環境保全条件、搬出入条件、ユーティリティー等の条件を整理する。

5 施設整備の検討

- (1) 不燃ごみ処理施設等の計画にあたっては、廃棄物処理法で示される基準省令及び、ごみ処理施設性能指針に示される内容を反映しなければならない。周辺環境への負荷を最小限とする施設計画を検討する。
- (2) ペットボトル等処理施設等の計画にあたっては、廃棄物処理法で示される基準省令、容器包装リサイクル法、プラスチック資源循環促進法、及びごみ処理施設性能指針に示される内容を反映しなければならない。周辺環境への負荷を最小限とする施設計画を検討する。
- (3) また、上記に加え、循環型社会形成推進交付金の交付要件となった「プラスチック製容器包装」及び「それ以外のプラスチック使用製品廃棄物」の分別収集及び再商品化に必要な措置について検討するものとし、製品プラ（東広島市の分別区分は「その他プラ」）の取り扱いについても詳細に比較検討するものとする。
- (4) いずれの施設においても、将来計画検討にあたり、施設方針は原則として以下の3案以上を比較検討する。
 - ① 設備装置を計画的に維持修繕する場合
 - ② 現有施設を大規模改修し延命化する場合
 - ③ 新たな施設を建設する場合（現敷地内・新規立地）
- (5) 新たな施設を現在地以外に立地した場合、最終処分場の浸出水が直接放流可能になる（最終処分場の廃止）まで浸出水処理施設を維持する必要がある、最終処分場の廃止に向けて必要な処分場の改修及び浸出水処理施設について予定される稼働期間に応じた維持管理に必要な措置を検討する。

6 将来計画

(1) 将来計画の基本方針

これまでの検討を踏まえ、将来計画の基本方針をとりまとめる。

(2) 処理フロー

新たな施設で処理する処理対象物及び、処理フローをとりまとめる。

(3) 施設規模の算定

処理対象物ごとの施設規模を算定する。

(4) 施設整備スケジュール

各施設の将来計画を数案提示し、各案のスケジュールを提示する。

(5) 概算工事費の算定

(4) 提示の将来計画案について、それぞれ概算工事費及び財源内訳を算出する。

以上